

○飛行情報出版物発行業務実施規則

昭和 36 年 1 月 17 日 航空自衛隊達第 2 号(90)

航空幕僚長 空将 源田 実

改正 昭和 36 年 9 月 22 日 航空自衛隊達第 57 号	平成元年 3 月 16 日 航空自衛隊達第 25 号
昭和 41 年 3 月 5 日 航空自衛隊達第 4 号	平成 18 年 3 月 24 日 航空自衛隊達第 14 号
昭和 41 年 8 月 30 日 航空自衛隊達第 25 号	平成 25 年 7 月 31 日 航空自衛隊達第 53 号
昭和 56 年 2 月 7 日 航空自衛隊達第 11 号	

飛行情報出版物発行業務実施規則を次のように定める。

飛行情報出版物発行業務実施規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 飛行情報出版物の作成等（第 3 条～第 7 条）
- 第 3 章 航空路図誌（第 8 条・第 9 条）
- 第 4 章 飛行計画要覧（第 10 条・第 11 条）
- 第 5 章 航空路要図（第 12 条・第 13 条）
- 第 6 章 飛行情報出版物修正報（第 14 条・第 15 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、飛行情報出版物発行業務の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則に用いられる用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- （1） 「飛行情報」とは、航空機の運航のため必要な航空路、飛行場、航空保安無線施設、計器進入方式及び航空交通管制機関等に関する資料をいう。
- （2） 「飛行情報出版物」とは、飛行情報を記載した出版物であつて、航空路図誌（高高度用・低高度用）、飛行計画要覧、航空路要図及び飛行情報出版物修正報をいう。

- (3) 「航空保安無線施設」とは、電波により航空機の航行を援助するための施設であつて、TACAN、VOR、ラジオビーコン、ラジオレンジ、VHF/DF及びUHF/DF等をいう。
- (4) 「航空路図誌(略称JFLIP)」とは、航空機の運航のために必要な航空路ジェットルート飛行場、航空保安無線施設、航空灯火及び計器進入方式等を記載した出版物をいい、高高度用と低高度用に区分する。
- (5) 「飛行計画要覧(略称JFLIP PLANNING)」とは、飛行計画に必要な諸元資料及び航空交通管制諸方式の抜粋等を記載した出版物をいう。
- (6) 「航空路要図」とは、航空路、航空保安無線施設等の航空諸元を図面で記載した出版物をいう。
- (7) 「飛行情報出版物修正報」とは、飛行情報出版物の記載内容の変更、追加、削除又は訂正のために臨時に発行する出版物をいう。
- (8) 「飛行情報担当部隊等の長」とは、飛行場のある基地にあつては飛行場勤務を担当する飛行部隊長、その他の基地にあつては主たる基地業務を担当する部隊等の長をいう。
- (9) 「締切日」とは、航空支援集団司令官が、当該飛行情報出版物発行のための飛行情報の受付を締め切る日をいう。
- (10) 「配布日」とは、第4補給処長が、各部隊等に対し飛行情報出版物の配布を開始する日をいう。

第2章 飛行情報出版物の作成等

(情報の収集及び編集、校正)

第3条 飛行情報の収集並びに飛行情報出版物の編集及び校正に関する事項は、航空支援集団司令官が行うものとする。ただし、記載様式を変更する等編集上重要な変更を行う場合には航空幕僚長の承認を得るものとする。

2 飛行情報出版物に記載すべき内容は、本邦の防空識別圏内及び当該識別圏の航行のため特に必要とする隣接地域の飛行情報とする。

3 前項の飛行情報の収集は、通常次の各号に定める要領によるものとする。

- (1) 航空自衛隊の飛行情報に関しては、飛行情報担当部隊等の長からの通知によること。
- (2) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び民間の飛行情報に関しては、ノータム並びに航空路誌、官報等の公式出版物によるほか航空幕僚監部から入手すること。
- (3) 米軍の飛行情報に関しては、ノータム及び米空軍飛行情報出版物によるほか米空軍の飛行情報業務担当部隊から入手すること。

(印刷、製本)

第4条 飛行情報出版物の印刷及び製本に関する事項は、補給本部長が行うものとする。

(配布)

第5条 飛行情報出版物の配布は第4補給処長が行うものとし、配布日は原則として締切日から2週間以内とする。

2 各部隊等への配布区分は別に示すところによる。

(記載事項の点検等)

第6条 飛行情報出版物の配布を受けた飛行情報担当部隊等の長は、当該基地に関係ある事項が正確に記載されているか否かについて、その都度点検しなければならない。

2 飛行情報担当部隊等の長は、前項の点検の結果、訂正の必要を認めた場合には速やかに訂正のノータムを発行するものとする。ただし、当該事項が急を要しない事項であるときは、文書により航空支援集団司令官に通知するものとする。

3 飛行情報担当部隊等の長は、前項の場合におけるノータムを発行するときは、当該ノータムの冒頭に「CORRECT JFLIP」を冠するものとし、文書によるときは当該文書の写を航空幕僚長（運用支援課長気付）及び航空支援集団司令官（防衛部長気付）に送付するものとする。

(誤記等発見時の処置)

第7条 飛行情報出版物の記載事項について、誤記、脱落等を発見した者は、すみやかにもよりの飛行情報業務担当部隊等の長に通知しなければならない。

第3章 航空路図誌

(発行間隔等)

第8条 航空路図誌の発行は原則として月刊とする。

2 航空路図誌発行のための飛行情報の締切日は通常15日とする。

(記載内容)

第9条 航空路図誌に記載すべき内容は、第2条第4号に示す事項に関するものとする。

第4章 飛行計画要覧

(発行間隔等)

第10条 飛行計画要覧の発行は、原則として各四半期ごととし、必要箇所の差し替え式によるものとする。

2 飛行計画要覧発行のための飛行情報の締切日は、各四半期の初めの月の末日とする。

(記載内容)

第11条 飛行計画要覧に記載すべき内容は、第2条第5号に示す事項に関するものとする。

第5章 航空路要図

(発行間隔等)

第12条 航空路要図の発行は原則として年2回とする。

2 航空路要図の発行のための飛行情報の締切日は、通常5月及び11月の末日とする。

(記載内容)

第13条 航空路要図に記載すべき内容は、第2条第6号に示す事項に関するものとする。

第6章 飛行情報出版物修正報

(締切日等)

第14条 飛行情報出版物修正報発行のためには、締切日を各月の末日とするほか第8条を準用するものとする。

2 航空支援集団司令官は、特に必要と認める場合には、前項にかかわらず臨時に飛行情報出版物修正報を発行することができる。

(整理番号)

第15条 飛行情報出版物修正報には、整理番号として暦年ごとに一連番号を付するものとする。

附 則

この達は、昭和36年1月から発行する飛行情報出版物に関し適用する。

附 則 (昭和36年9月22日航空自衛隊達第57号)

この達は、昭和36年9月22日から施行し、航空総隊司令官、飛行教育集団司令官および航空方面隊司令官（西部航空方面隊司令官を除く。）にかかる改正規定は昭和36年6月12日から、その他の改正規定は昭和36年7月15日から適用する。

附 則 (昭和41年3月5日航空自衛隊達第4号)

この達は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和41年8月30日航空自衛隊達第26号)

この達は、昭和41年9月1日から施行する。

附 則 (昭和56年2月7日航空自衛隊達第11号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 16 日航空自衛隊達第 25 号）
この達は、平成元年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日航空自衛隊達第 14 号抄）
この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 31 日航空自衛隊達第 53 号）
この達は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。